

鹿島市物品購入等契約に係る指名停止等の措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鹿島市物品購入等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）の円滑な運用を図るため、期間の加算（措置要領別表第1及び別表第2に限る）等必要な事項を定めるものとする。  
(期間の加算)

第2条 次の各号に該当するときは、措置要領別表各号の期間（短期）にそれぞれ1か月を単位として加算するものとする。

- (1) 2以上の法律違反で逮捕又は公訴の提起が行われたとき。
- (2) 2以上の契約違反等（措置要領別表第1第4号）又は不正若しくは不誠実な行為（措置要領別表第2第10号）が行われたとき。
- (3) 違反行為が2年以上続いていたとき。
- (4) 代表役員又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われたとき。

2 次の各号に該当するときは、措置要領別表各号の期間（短期）にそれぞれ2か月を単位として加算するものとする。

- (1) 談合決別宣言を行っているとき。
- (2) 違反行為を主導していたとき。
- (3) 独占禁止法違反により、刑事告発がなされたとき。
- (4) 措置要領第4条第1項各号に該当するとき。
- (5) 発注機関が異なる契約等で違反行為が確認されたとき。

3 前2項に定めるほか、社会に与える影響が重大又は極めて悪質と認められる場合は、1.5倍を限度として期間を加算することができる。

(措置の初日)

第3条 指名停止措置の期間の初日は、指名停止の通知を行った日の翌日とする。ただし、その日が鹿島市の休日に関する条例第1条に規定する市の休日に当たるときは、その翌日以降の市の休日でない日とすることができる。

附 則

この基準は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。